

里親登録までの流れ

里親登録をするには

里親になるためには、児童相談所に相談をして「里親登録」をします。

①児童相談所に相談

里親制度の説明を聞き、不安に思うことなどを相談をします。

②基礎研修

2日間(講義1日、施設見学1日)の研修を受けます。

③里親申請

里親になりたい気持ちが固まったら申請書を提出します。

④登録前研修

4日間(講義2日、児童養護施設での実習2日)の研修を受けます。

⑤家庭訪問

児童相談所の職員が家庭環境の確認をします。

⑥県児童福祉審議会の審議

里親登録が適格か審査をします。

⑦里親登録

児童相談所に里親として登録されます。



里親登録後の流れ

里親登録をしたら、児童相談所からの連絡を待ちます。

①紹介

児童相談所で里親を必要としている子どもと里親の組み合わせを検討し、紹介をします。

②面会交流

児童養護施設等で実際に子どもと会い、交流を重ねます。

③外出・外泊

子どもが不安を感じなくなったら、外出・外泊を行います。

④委託

子どもが里親家庭と暮らすことが良いと判断できたら、正式に里親として養育をお願いします。

里親になった後も 安心のサポートがあります

児童相談所、里親会の先輩里親、乳児院や児童養護施設の里親支援専門相談員が委託後の相談にのり、サポートをします。

市民まつりブース出展のお知らせ

11月11日(土)、12日(日)に行われる市民まつりに、里親制度PRブースを出展します。クイズに正解するとコバトングッズをプレゼントします(先着100人)。



▲昨年度の様子

里親について詳しく知りたい人は

「埼玉さとおや子ども広場」のホームページまたは下記へお問い合わせください。

○社会福祉法人同仁学院

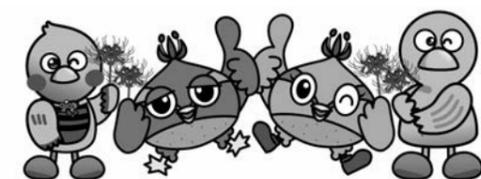
里親支援事業担当 ☎980-7780

○川越児童相談所 里親推進担当

☎049-223-4152



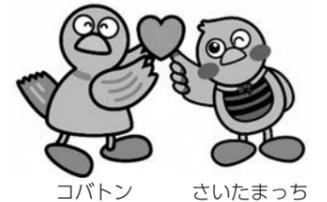
埼玉さとおや
子ども広場



さいたまっち

コバトン

里親月間



コバトン さいたまっち

子どもたちにあたためた愛情と家庭のぬくもりを

10月は里親月間です。それぞれの事情で親と離れて暮らす子どもがいます。このような子どもたちが、家庭と同じような愛情やぬくもりを感じながら育つことができるよう、『里親』を身近に増やす取り組みを進めています。

問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

里親とは

里親とは、さまざまな理由で家族と暮らせない0歳から18歳までの子どもを一時的、または継続的に家庭で受け入れ、育てる人のことです。里親にはいくつか種類がありますが、主なものは次の2つです。

①養育里親

家庭で養育することができない子どもを家庭に戻るまでの間や自立するまでの間、養育する里親です。期間は家庭の事情により数日から数か月の短期から、18歳までの長期などさまざまです。法的な親子関係はありません。

②養子縁組里親

養子縁組を結ぶことを目的として養育をする里親です。養子縁組が成立すると、法的な親子関係になります。

Q&A

Q 里親に必要な資格は？

A 特別な資格は必要ありません。次の3つの要件を満たして、里親を必要としている子どもの養育への理解、熱意、愛情がある人なら大丈夫です。

- ①経済的に困窮していないこと
- ②県が行う所定の研修を修了したこと
- ③本人および同居人が欠格事由(児童福祉法第34条の20)に該当しないこと

Q 里親に年齢制限はありますか？

A ありません。精神・身体・経済的に安定して子どもを養育できれば里親になれます。

Q どれくらいの収入が必要ですか？

A 基準はありません。安定した日常生活が維持できていれば問題ありません。
養育里親の場合、手当や生活費が支給されます。

里親手当 月額 9万円	+	生活費 月額 約6万円(乳児) 約5万円(乳児以外)	+	その他 教育費、医療費等 を実費または定額 支給
--------------------------	---	--	---	--

Q 実子がありますが、里親になれますか？

A 実子がいても里親になれます。里子を受け入れるときは、実子と十分に話し合い、新しい生活に馴染めるような工夫、配慮が必要です。